

償却資産に係る課税標準の特例（令和6年度） ※一部抜粋

地方税法		適用対象	取得時期等	適用期間	特例率	経過規定	備考
条	項						
349/3	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	5年間	1/3		
	2項	ガス事業用資産	H29.4.1以降	その後5年間	2/3		
	旧2項	ガス事業用資産（特別一般ガス導管事業）	R4.4.1～R7.3.31	5年間	2/3	R4改正法13②	
	旧2項	ガス事業用資産（特別一般ガス導管事業）	R4.4.1～R7.3.31	その後5年間	5/6	R4改正法13②	
	3項	農業協同組合等共同利用設備		3年間	1/2		
	4項	外航船舶		期限なし	1/6		
	4項	準外航船舶		期限なし	1/4		
	5項	内航船舶		期限なし	1/2		
	6項	離島航路事業用内航船舶（349条の3⑤との連乗後）		期限なし	1/6		
	9項	日本放送協会		期限なし	1/2		
	23項	信用協同組合等		期限なし	3/5		
	27項	家庭的保育事業		期限なし	1/2		わがまち
	28項	居宅訪問型保育事業		期限なし	1/2		わがまち
	29項	事業所内保育事業		期限なし	1/2		わがまち
附則15	2項1号	公共の危害防止施設等 汚水又は廃液処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2		わがまち
	2項2号	公共の危害防止施設等 ゴミ処理	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/2		
	2項3号	公共の危害防止施設等 最終処分場	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	2/3		
	2項4号	公共の危害防止施設等 産業廃棄物処理施設	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	1/3		
	2項5号	公共の危害防止施設等 下水道除害	R6.4.1～R8.3.31	期限なし	4/5		わがまち
	7項	低公害車燃料等供給施設	R5.4.1～R7.3.31	3年間	5/6		
	7項	低公害車燃料等供給施設（大規模施設）	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2		
	13項	P F I 公共施設	H17.4.1～R7.3.31	期限なし	1/2		
	21項	津波対策に資する港湾施設等	H28.4.1～R10.3.31	4年間	1/2		わがまち
	24項	移動等円滑化のための設備	H24.4.1～R7.3.31	5年間	2/3		
	25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kw未満、風力/20kw以上、地熱/1,000kw未満、バイオマス（第2号を除く）/10,000kw以上20,000kw未満）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	2/3		わがまち
	25項2号	再生可能エネルギー発電設備（バイオマス（木竹等）/10,000kw以上20,000kw未満）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	6/7		わがまち
	25項3号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kw以上、風力/20kw未満、水力/5,000kw以上）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	3/4		わがまち
	25項4号	再生可能エネルギー発電設備（水力/5,000kw未満、地熱/1,000kw以上、バイオマス/10,000kw未満）	R6.4.1～R8.3.31	3年間	1/2		わがまち
	旧25項1号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kw未満、風力/20kw以上、地熱/1,000kw未満、バイオマス/10,000kw以上20,000kw未満）	R2.4.1～R6.3.31	3年間	2/3	R6改正法20⑤	わがまち
	旧25項2号	再生可能エネルギー発電設備（太陽光/1,000kw以上、風力/20kw未満、水力/5,000kw以上）	R2.4.1～R6.3.31	3年間	3/4	R6改正法20⑤	わがまち
	旧25項3号	再生可能エネルギー発電設備（水力/5,000kw未満、地熱/1,000kw以上、バイオマス/10,000kw未満）	R2.4.1～R6.3.31	3年間	1/2	R6改正法20⑤	わがまち
	35項	農業協同組合等共同利用機械	R2.4.1～R7.3.31	3年間	1/2		
	38項	一体型滞在快適性等向上事業	R6.4.1～R8.3.31	5年間	1/2		わがまち
	39項	ローカル5G	R2.8.31～R7.3.31	3年間	1/2		
	40項	シェアサイクルポート	R3.4.1～R7.3.31	3年間	3/4		
	44項	先端設備等	R5.4.1～R7.3.31	3年間	1/2		
	44項	先端設備等（賃上げ要件を満たす導入計画による）	R5.4.1～R6.3.31	5年間	1/3		
44項	先端設備等（賃上げ要件を満たす導入計画による）	R6.4.1～R7.3.31	4年間	1/3			
旧附則64		先端設備等	R3.4.1～R5.3.31	3年間	零	R3改正法13①	

※上記の表は課税標準の特例規定の一部を抜粋したものであり、すべての規定を網羅したものではありません。
各規定の詳しい内容や他の特例規定については地方税法第349条の3、同法附則第15条等をご確認ください。